

大学院社会環境学研究科履修要項

福岡工業大学大学院社会環境学研究科の学生が修士課程の修了資格を取得するための履修に関しては、この要項の定めるところによる。修士（社会環境学）の学位を取得するためには、福岡工業大学大学院学則（以下、「学則」という。）及びこの履修要項の定めに従って授業科目を履修し、学位論文又は課題研究の中間発表を行った上で、学位論文又は課題研究の成果を提出して、学位論文又は課題研究の成果の審査及び最終試験に合格しなければならない。

（標準修業年限、学年、学期及び休日）

1. 標準修業年限を修士課程は2年とする。学生は修士課程に4年を超えて在学することはできない。

（1）学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（2）学年を二期に分け、4月1日から9月30日までを前期、10月1日から翌年3月31日までを後期とする。

（3）休業日は以下のとおりである。ただし、年度によっては変更することがある。

日曜日

国民の祝日に関する法律に規定する休日

本学の開学記念日 11月5日

春季休業 3月21日から4月10日まで

夏季休業 8月1日から9月30日まで

冬季休業 12月25日から翌年1月7日まで

（研究指導教員及び研究指導補助教員）

2. 学位論文又は課題研究を担当する教員をその学生の研究指導教員（以下「指導教員」という。）といい、学生の授業科目のみを担当する教員を研究指導補助教員という。

（1）学生は、授業科目の選択、社会環境特別演習、学位論文の作成、その他学習及び研究全般について、指導教員の指導を受けなければならない。

（2）学位論文又は課題研究の成果は、指導教員に提出するものとする。

（単位の算出基準）

3. 授業科目の単位の算出方法の基準は以下のとおりである。

（1）講義については、15時間の講義をもって1単位とする。

（2）演習については、30時間の授業をもって1単位とする。

（必要単位数）

4. 学生が修士課程の修了資格を得るためには、他研究科を含む授業科目から合計30単位（以下「必要単位数」という。）以上を修得し、且つ、学位論文又は課題研究の成果の審査及び最終試験に合格しなければならない。

（受講及び履修届）

5. 授業科目を受講するためには、履修届を所定の期間に大学院事務室に提出しなければならない。履修届の提出にあたっては、次の各項に留意すること。

（1）正当な理由なく所定の期間に履修届を提出しない学生は、受講することができない。

（2）一旦提出した履修届は、正当な理由なしに変更することはできない。

（3）受講の取り消しは、所定の期日までに届け出たときに限り認める。ただし、一旦受講

を取り消した科目の復活は認めない。

- (4) 大学院設置基準第14条に定める教育方法の特例適用により入学した社会人学生は、指導教員の指導を受け、4. に定める修了に必要な単位数を満たすように、履修計画を作成したうえ、履修届を大学院事務室に提出し、研究科長の許可を受けなければならない。
 - (5) 特例による授業は、平日18時30分から20時まで及び土曜日の9時から17時までに開講するが、このほかの時間帯の履修も許可する。
 - (6) 特例による社会人学生以外の学生でも指導教員の指導により、前項の特例による授業を履修することができる。
 - (7) 修士課程の授業科目については、学年次に関わらず受講できるものとする。
6. 開講を予定した授業科目でも、受講を希望する大学院生が極めて少ない等開講が困難な場合には、開講を取り止める等予定を変更することがある。学生は掲示等による連絡事項に注意して、適切な受講計画を立てるように留意すること。
- 6-1. 大学院生の受講者がいない科目は開講しない。
- (他の大学院の授業科目の履修)
7. 単位互換の協定を締結する等、単位互換の協議がなされている他の大学院の授業科目の履修を希望する学生は、指導教員にその旨を申し出ること。
 - (1) 指導教員は、その科目の履修が学生の教育上有益であると認める場合には、研究科委員会の承認を得たうえで、履修のために必要な手続きを学生に指示する。
 - (2) 学生は、指導教員の指示に従って、必要な手続きを取らなければならない。
 - (3) 上記の(1)及び(2)の手続きを経て履修した他の大学院の授業科目については、研究科委員会の議を経て、その単位は15単位を限度として必要単位数に充当することができる。
- (試験及び成績評価)
8. 授業科目の試験は前期末及び後期末に行う。ただし、各学期末以外に行う試験を以て各学期末の試験に替えることができる。
 - (1) 試験の成績は秀(100~90点)、優(89~80点)、良(79~70点)、可(69~60点)及び不可の5段階で表示する。
 - (2) 秀、優、良及び可を合格とする。
- (追試験)
9. 病気その他やむを得ない事由によって試験を受けることのできない学生に対しては、その学生の願い出により、追試験を行うことがある。この願い出は、当該授業科目の試験日より5日前までに行うものとする。
- (再試験及び再履修)
10. 試験の結果、不合格となった授業科目については、その授業科目を担当する教員の指示により、再試験又は再履修を受けることができる。なお、試験の結果、合格となった授業科目については、再試験あるいは再履修を認めない。
 - (1) 再試験を指示された学生は再試験願いを大学院事務室に提出しなければならない。
 - (2) 再履修を指示された学生は再履修願いを大学院事務室に提出しなければならない。
- (試験、追試験及び再試験を受けることができない場合)
11. 次の場合には試験、追試験及び再試験を受けることができない。
 - (1) 受験する授業科目を、その学期に履修していないとき。

- (2) 講義時間あるいは授業時間の3分の1以上を欠席したとき。
- (3) 授業料その他の納付金を完納していないとき。
- (4) 受験するに際して有効な学生証を携帯していないとき。
- (5) 各試験の開始後、20分以上遅刻したとき。
- (6) 研究科委員会において、受験ができないと判定されたとき。

(学会への加入)

12. 学生は、指導教員の指導のもとに、修士課程においては学会に加入することが望ましい。
(学位論文等の中間発表)

13. 専攻は、学生が作成中の学位論文又は課題研究の進捗度を公開して、必要な研究指導を行うために中間発表を実施するものとする。

14. 学生は、中間発表をしなければならない。中間発表をしなかった学生は、学位論文又は課題研究の成果を提出できないものとする。

15. 中間発表は、修士課程においては2年次の11月末までに実施するものとする。

16. 学生は、中間発表後直ちに別に定める中間発表報告書を大学院事務室に提出しなければならない。

(学位論文等の提出)

17. 修士課程に2年以上在学して必要単位数を修得し、かつ、必要な研究指導を受けて特別研究を行った学生は、学位論文又は課題研究の成果を作成し、必要な書類を添えて大学院事務室に提出する。

ただし、特に優秀であり顕著な業績をあげた学生については修士課程に1年以上の在学をもって、学位論文又は課題研究の成果を作成して提出することができる。

(学位論文等の審査及び最終試験)

18. 学生は、学位論文又は課題研究の成果の作成及び提出にあたっては、別に定める「修士課程学位論文提出手続及び審査並びに最終試験実施要領」又は「修士課程課題研究の成果提出手続及び審査並びに最終試験実施要領」及び専攻で示される学位論文又は課題研究の成果の作成・提出に関する注意等に従って、手違いのないように留意するものとする。

19. 指導教員は、提出された学位論文又は課題研究の成果の審査に必要な手続きをとり、最終試験を実施する。

(課程の修了)

20. 学位論文又は課題研究の成果の審査に合格し、最終試験に合格した学生は、研究科委員会の議を経て、修士課程を修了したものと認定される。修士課程を修了した学生には、修士(社会環境学)の学位が授与される。

附 則

この履修要項は、平成19年4月1日から施行する。

この履修要項は、平成31年4月1日から施行する。

この履修要項は、令和4年4月1日から施行する。